

広 報 文

平成17年7月19日

捜査第二課

港北警察署

横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付制度を悪用した奨励金の不正受給詐欺事件

～被疑者の逮捕と既逮捕被疑者の再逮捕～

捜査第二課と港北警察署は、6月23日、横浜市が実施中の古紙類等集団回収に係わる奨励金制度を悪用し、奨励金を不正受給していた被疑者2名を逮捕し、本日、新たな被疑者2名を逮捕するとともに、既逮捕被疑者1名を再逮捕した。

1 第1事件被疑者【身柄措置】

(1) 住居 [REDACTED]
職業 会社員 (古紙問屋)
氏名 [REDACTED] ([REDACTED] 歳) 【6月23日 通常逮捕】
【7月13日 起 訴】

(2) 住所 [REDACTED]
職業 自営業 (古紙回収業)
氏名 [REDACTED] ([REDACTED] 歳) 【6月23日 通常逮捕】
【7月13日 起 訴】

2 第2事件被疑者【身柄措置】

(1) 住居 [REDACTED]
職業 会社員 (古紙問屋)
氏名 [REDACTED] ([REDACTED] 歳) 【7月19日 再逮捕】

(2) 住居 [REDACTED]
職業 会社役員 (古紙回収業)
氏名 [REDACTED] ([REDACTED] 歳) 【7月19日 通常逮捕】

(3) 住居 [REDACTED]
職業 会社役員 (古紙回収業)
氏名 [REDACTED] ([REDACTED] 歳) 【7月19日 通常逮捕】

3 事案の概要

(1) 第1事件

被疑者■■■、同■■■は共謀の上、横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付制度を悪用し、奨励金を不正に水増申請して騙し取ろうと企て、被疑者■■■が同■■■に対し、奨励金の交付申請の際に同市に提出する、回収重畳を記す白紙の伝票用紙を有償で譲り渡し、■■■が同伝票用紙に加筆する等して架空伝票を作成した上、平成14年1月下旬ころ、同市環境事業局減量推進課に奨励金を申請し、同年4月上旬ころ、被疑者■■■名義の口座に約110万円の奨励金を振り込ませ、不正水増分として差額現金約85万円を騙し取った。

(2) 第2事件

被疑者■■■、同■■■、同■■■は共謀の上、横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付制度を悪用し、奨励金を不正に水増申請して騙し取ろうと企て、被疑者■■■が架空の計量証明書を作成して同■■■及び同■■■に有償で譲り渡し、さらに、同■■■、同■■■は、同■■■から事前に入手した、回収重畳を記す白紙の伝票用紙に加筆する等して架空伝票を作成し、同■■■がこれらを真正なものに混入させる方法で、平成14年1月ころ、同市環境事業局減量推進課に奨励金を申請し、同年4月上旬ころ、被疑者■■■名義の口座に約500万円の奨励金を振り込ませて、不正水増分として差額現金約140万円を騙し取った。

横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付制度における
不正事業者の計量証明事業の登録実態について

- 当該制度における奨励金の申請者は、古紙回収業者及び町内会の双方である。古紙回収業者の場合は貨物である古紙を古紙問屋に売却する際、古紙問屋のはかりで質量を測定し、売却代金及び取引の証拠となる計量票を古紙問屋から受け取り、その原本を奨励金申請書とともに横浜市に提出することにより、奨励金を受け取ることができる制度になっている。
- 架空の計量票を発行した被疑者は古紙問屋の支店長であった。当該事業者は計量証明事業の登録をしていない。この事例では、横浜市と古紙問屋に委託契約がないが、仮に古紙問屋が自治体と委託契約を結ぶ等、古紙問屋が発行した計量票が質量の証明として利用される場合は、計量法第107条に定める「運送、寄託又は売買の目的たる計量証明の事業」にあたり計量証明事業登録が必要ではないかとの疑義がある。
- なお、計量証明事業者ではない取引又は証明にはかりを使用する者は、定期検査を受ける必要があるが、当該古紙問屋支店は、横浜市が行う質量計の定期検査を受検している。